

.銀行持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

1.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)

リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

【本チェックリストの位置づけ】

本チェックリストは、銀行持株会社に対する検査に際し、銀行持株会社グループにおいて構築されているリスク管理態勢が、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点として、銀行持株会社グループのリスク管理を実現するための施策等を記載したものであり、あくまでも検査官が銀行持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置づけられるものである。検査官は、本チェックリストを用いてリスク管理態勢の確認検査を行うものとする。

銀行持株会社においては、自己責任原則の下、本マニュアルの趣旨を踏まえ、創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模や特性、銀行持株会社が担う役割などに応じた規程等を自主的に作成し、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めることが期待される。

なお、本チェックリストにおける「【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)」欄は、「金融検査マニュアル」の各チェック項目につき、「銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等」と対応するよう、参考として記載したものである。

【本チェックリストの適用に当たっての留意点】

銀行持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及形態も異なる。また、現実に存在する銀行持株会社グループの形態は、グループによって区別であり、その結果、グループにおける管理態勢や銀行持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。本マニュアルは、こうした銀行持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本チェックリストの内容を、全ての銀行持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に則した対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

検査官は、まず、銀行持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本チェックリストを活用しながら、銀行持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要がある。立入検査に際しては、銀行持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【銀行持株会社に対する検査を実施する際の手順】

銀行持株会社に対する検査に際し、リスク管理態勢の検証を実施するにあたっては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。

銀行持株会社グループの実態を把握し、銀行持株会社やグループ内会社が、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に及ぼす影響を把握する。

なお、銀行持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、当該複数の金融機関が、お互いの健全性等の確保に及ぼし合う影響も把握する必要がある。

上記の影響が生じる原因を、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、本チェックリストのチェック項目に沿って検証を実施する。

なお、銀行持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、上記の影響が生じる原因を、それぞれの金融機関の健全性等の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、検証する必要がある。

本チェックリストのチェック項目に沿った管理態勢が構築されていない場合には、グループとしての対応が、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から問題ないかどうかを検証する。

なお、業務管理委託契約や兼任関係等を通じて、銀行持株会社の子会社である銀行が銀行持株会社グループを管理している場合にも、同様の検証を行うこととなる。

【注】

1. 本チェックリストにおける「銀行持株会社グループ」又は「グループ」とは、銀行持株会社、その子会社である銀行及び当該銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

なお、ここにいうの「当該銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、銀行持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社をいう。

2. 本チェックリストにおける「グループ内会社」とは、銀行持株会社グループを構成する会社のうち、銀行持株会社を除く会社をいう。
3. 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 代表取締役のリスクに対する理解	<p>(1) 銀行持株会社の代表取締役(以下、「代表取締役」という。)は、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保のみならず、預金者等の保護を常に意識し、経営を行っているか。</p> <p>(2) 代表取締役は、グループの業務・財務内容を把握し、グループの抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に認識しているか。また、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。</p> <p>(3) ①リスクに見合った資本政策の重要性を認識し、資本の充実に努め、グループとしての適切な資本の維持を図っているか。 ②リスクに見合った適切な資本配分がなされるよう、グループのリスクの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。また、資本が適切な配分となっていることを把握しているか。</p> <p>(4) 代表取締役は、第三者割当増資等に当たっては、法令等遵守の重要性に十分配慮するとともに、それが資本の真の充実につながるものとなっているかを確認しているか。</p> <p>(5) 代表取締役は、子会社である銀行の自己資本の充実の状況を的確に把握し、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう、適切な方策を講じているか。</p> <p>(6) 代表取締役は、子会社である銀行に対するガバナンス機能を強く認識し、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保及び預金者等の保護に資するよう努めているか。</p> <p>(7) 代表取締役は、銀行持株会社の株主に対し、グループの経営内容に係る説明責任を十分に果たす義務があることを認識し、経営を行っているか。</p> <p>(8) 代表取締役は、株主としての利益のみを重視し、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保及び預金者等の保護を軽視した施策を実施していないか。</p>	<p>(注)事務ガイドライン(第一分冊:預金取扱金融機関関係)1-8「資本の額の増加の届出の手続き等について」及び法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト「VI. 増資」参照。</p> <p>(注)自己資本比率についての適時・適切かつ正確なディスクロージャーが行われる体制が確保されているかどうかに留意する。</p>	I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 代表取締役のリスクに対する理解	(1) 代表取締役は、各種リスクの特性を理解し、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	<p>(1) 銀行持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、グループの信頼の維持・向上を図る観点から、銀行持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>(2) 取締役は、業務執行に当たり、グループの信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。</p> <p>(3) 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>(4) 取締役会は、単に持株会社自らの業務運営に係ることのみではなく、グループの業務運営・推進に際し、子会社である銀行の業務運営に影響を及ぼし得る各種リスクに関する諸問題について、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保といった観点から議論しているか。</p>			② 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	<p>① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>② 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。</p> <p>③ 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>④ 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する諸問題について議論しているか。</p>	
	3. 取締役会議事録等の整備	<p>(1) 取締役会は、</p> <p>① 取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>② 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。</p> <p>③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。</p> <p>④ ③の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。</p> <p>⑤ 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。 また、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に影響を及ぼし得る、グループ内会社の重大な不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。</p>			③ 取締役会議事録等の整備	<p>(3) 取締役会は、</p> <p>① 取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>② 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。</p> <p>③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。</p> <p>④ ③の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。</p> <p>⑤ 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。</p>	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	4. 経営方針の確立	<p>(1) 取締役会は、グループ内会社の業務内容、財務内容及び抱えるリスクの特性などを十分に理解した上で、グループが目指すべき全体像等に基づいたグループの経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを役員及びグループ内会社に周知しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、グループの経営方針等を踏まえ、銀行持株会社が行う「経営管理及びこれに附帯する業務」(以下、「経営管理業務」という。)の範囲及び内容を明確に定め、役員及びグループ内会社に周知しているか。また、その範囲及び内容は実態に即した合理的なものとなっているか。</p> <p>(3) 取締役会は、銀行持株会社が子会社である銀行等の経営管理業務にどの程度関与するか、どのように関与するかなどを具体的に定め、グループにおける銀行持株会社の役割を明確にしているか。また、それを役員及びグループ内会社に周知しているか。</p>			(4) 経営方針の確立	(4) 取締役会において、金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。	
	5. グループの経営方針等に沿った戦略目標の明確化	<p>(1) 取締役会において、グループとして、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか、といったグループの戦略目標を明確に定めているか。また、それを役員及びグループ内会社に周知しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、環境の変化など必要に応じてグループの戦略目標等を見直しているか。また、それに応じて、グループ内会社においても戦略目標等が適切に見直されていることを把握しているか。</p>			(5) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(5) 取締役会において、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知のものとなっているか。	
	6. 取締役のリスク管理の理解及び認識	<p>(1) 取締役は、グループが抱えるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、グループのリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。特に、担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。</p> <p>(2) 取締役は、例えばグループ内の一会社においてリスクが顕在化した場合、当該会社のみならず、グループ内の一部又はグループ全体の損害、ひいては子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識しているか。</p>			(6) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(6) 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。	
	7. リスク管理の方針の確立	<p>(1) 取締役会において、グループの戦略目標を踏まえたグループのリスク管理の方針を明確に定めているか。当該リスク管理の方針は、定期的(少なくとも年1回)、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ随時見直されているか。 また、当該リスク管理の方針は役員及びグループ内会社に周知されているか。</p>			(7) リスク管理の方針の確立	(7) 取締役会において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて取締役会において、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。取締役会において、リスク管理の方針は、定期的(少なくとも年1回)、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ随時見直しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(2) 取締役会は、グループ内会社が策定したリスク管理の方針について、グループのリスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。					
	8. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの規模、特性及び業務内容に応じ、グループに内在する各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループのリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、当該体制は、管理部門と被管理部門との間で牽制機能が十分に発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。			(8) リスク管理のための組織の整備	(8) 取締役会は、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば収益部門とリスク管理部門を分離するなど、相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。	
	9. 取締役会等に対するリスク状況の報告と意思決定への活用	(1) 取締役会等は、定期的にグループのリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。			(9) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) 取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	
	10. 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(1) 取締役会等は、適切なグループのリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。			(10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(10) 取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	
	11. 監査役会等の機能発揮	(1) リスク管理に関する事項を議案とする取締役会には一人以上の銀行持株会社の監査役(以下、「監査役」という。)が出席しているか。 (2) 銀行持株会社の監査役会(以下、「監査役会」という。))については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。 また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (5) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。			(11) 監査役会等の機能発揮	(11) 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保(なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。) ① リスク管理に関する事項を議案とする取締役会には1人以上の監査役が出席しているか。またその場合、商法特例法第18条第2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。 ② 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 ③ 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 ④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。 また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 ⑤ 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(6) 監査役は、商法第274条ノ3に規定された権限を必要に応じて行使するなど、グループ内会社の監査を的確に行っているか。</p> <p>(7) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。また、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、グループ内会社の監査結果についても把握しているか。</p>				<p>⑥ 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。</p>	
ii. 管理者の認識及び役割	1. 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 銀行持株会社の管理者(以下、「管理者」という。)は、グループが抱えるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、グループのリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。また、担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。さらに、グループのリスク管理の方針及びリスク管理のための規定を改善するよう、適切な方策を講じているか。		2. 管理者の認識及び役割	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定を改善するよう、適切な方策を講じているか。	(注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職(取締役を含む)をいう。以下同じ。
	2. リスク管理のための規定の整備	(1) 管理者は、グループのリスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なグループのリスク管理のための規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。			(2) リスク管理のための規定の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	
	3. リスク管理のための組織の整備	(1) 管理者は、グループのリスク管理の方針及びリスク管理のための規定に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。また、グループ内会社におけるリスク管理体制が適切なものであることを把握しているか。			(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。	
	4. リスク管理の適切な実行	(1) 管理者は、グループのリスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、グループのリスクの評価、モニタリング、管理など、適切なリスク管理の実行について責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時・適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直しているか。さらに、グループ内会社において、適切にリスク管理が行われていることを把握しているか。			(4) リスク管理の適切な実行	(4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、リスクの評価、モニタリング、管理など、適切なリスク管理の実行について責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直しているか。	
	5. リスク管理を行うための適切な人員配置	(1) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行っているか。特に、グループのリスクを総合的に把握できるような配置を行っているか。	(注)相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているかという観点から、兼職・兼任の状況を把握する必要があることに留意する。		(5) リスク管理を行うための適切な人員配置	(5) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	6. 人材育成のための研修体制の整備	(1) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。また、グループ内会社において、人材育成及びリスク管理能力向上が適切に図られていることを把握しているか。			(6) 人材育成のための研修体制の整備	(6) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。	
	7. 事故防止のための人事管理	(1) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、銀行持株会社において事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む。)が職場を離れる方策をとっているか。なお、この期間は、2週間以上であることが望ましい。 また、管理者は、その状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。 さらに、職員を、やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事又は兼務させている場合は、事故防止のための適切な方策を講じているか。 なお、グループ内会社において、事故防止等の観点から採っている方策を把握しているか。また、その実施状況についても把握しているか。			(7) 事故防止のための人事管理	(7) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む)が職場を離れる方策をとっているか。なおこの期間は、2週間以上であることが望ましい。 また、管理者は、その状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。 さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。	
iii. 企業風土の醸成	1. リスク管理重視の企業風土の醸成	(1) 代表取締役及び取締役会は、グループのリスク管理を軽視することが、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分認識しているか。 また、管理者においても、グループのリスク管理を重視し、担当者にその考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。		3. 企業風土の醸成	リスク管理重視の企業風土の醸成	代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか。特に、適切なリスク管理を行わないまま、長期的なリスクを無視した、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を行っているか。 また、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。	
II. 適切なリスク管理態勢の確立 i. リスクの認識と評価	1. リスクの所在及び種類の特定	(1) グループの戦略目標に対応し、どのような種類の業務をグループのどこでどの程度行い、どのような金融商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的に特定しているか。特に新規業務・商品の取扱いに当たっては、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、グループとして管理が適切に行われるよう事前に十分な検討が行われているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うなど、適切な方策が講じられているか。		II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	管理すべきリスクの所在及び種類の特定	各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような金融商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的かつ連絡ベースで特定しているか。特に新規の業務に取り組み場合や新規商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うか否かを判断し実行しているか。	
ii. 管理業務	1. リスク管理の手法及び規定の適切性	(1) グループのリスク管理手法や規定の内容は、グループの戦略目標、あるいは、グループ内会社の業務の内容からみて適切なものとなっているか。また、グループ内会社におけるリスク管理手法や規定が、当該グループ内会社の業務等に照らして適切であることを把握しているか。		2. 管理業務	(1) リスク管理の手法及び規定の適切性	(1) リスク管理手法や規定の内容は、各金融機関の各収益部門の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や金融商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、金融機関の日常業務の一部となっているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. 規定の整備及び見直し	(1) グループのリスク管理のための規定には、手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法が定められているか。また、管理者は、職員が規定に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの規定を定期的に見直しているか。			(2) 各業務部門における規定の整備及び見直し	(2) リスク管理のための規定には、各業務部門毎に手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が規定に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの規定を定期的に見直しているか。	(注)「業務部門」には各業務におけるリスク管理部門を含む。
	3. 総合的なリスク管理	(1) グループのリスク管理に当たっては、グループ内会社が管理しているリスクを、法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。			(3) 総合的なリスク管理	(3) リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、営業店及び連結対象子会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。	
iii. 職責の分離	1. 相互牽制体制の構築	(1) リスク管理に従事する役職員は、銀行持株会社又はグループ内会社において、利益相反となる業務に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。		(注)利益相反となる業務に従事していないかどうかについては、その実態を十分に踏まえ、相互牽制が損なわれないものとなっているかどうかを検証することの必要性に留意する。	3.職責の分離	相互牽制体制の構築	
iv. 情報伝達	1. 銀行持株会社に対する報告	(1) 銀行持株会社は、グループ内会社のリスク管理等に係る情報について適切な報告を受けているか。また、報告内容に重大な問題を含んでいる場合には、取締役会等に報告するなどの適切な対応がなされているか。 (2) グループ内会社から銀行持株会社に対して報告される情報について、銀行持株会社においてその範囲を定め、役職員及びグループ内会社に対して周知しているか。また、その頻度は、リスクの重要性等に応じて決定されているか。		4.情報伝達			
	2. グループ内会社に対する伝達	(1) 銀行持株会社からグループ内会社に対してなされる指示等について、その種類毎に、銀行持株会社のどの部門からグループ内会社のどの部門に対してなされるか、明確に定めているか。					
	3. 銀行持株会社内における報告	(1) 取締役会等に対して、リスク管理等に係る情報が適切に報告される体制が明確に定められているか。 (2) リスク管理等に係る情報は、取締役会等に対し、適切に報告されているか。			(1) リスク管理部門の取締役会等に対する報告 (2) 取締役会等に対する報告の内容	(1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理体制の設計・管理も含めて、取締役会等に対し直接、必要に応じ随時報告を行っているか。 (2) リスク管理部門は、取締役会等に対して分かりやすく、かつ、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	4. 情報システム等の整備	(1) 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定しているか。			(3) 情報システム等の整備	(3) 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定しているか。	
v. 危機管理	1. 危機管理体制の整備	(1) 代表取締役及び取締役会は、危機管理体制を整備することの必要性を認識し、体制整備を図っているか。 (2) グループ内の一会社においてリスクが顕在化した場合、当該会社のみならず、グループ内の一部又はグループ全体に損害が生じる可能性があることを十分に認識し、これに的確に対応できるための体制を整備しているか。	(注)「危機」とは、例えば、①そのまま放置すると回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、②風評等により資金調達環境が急激に変動し、対応が困難なほど流動性に問題が生ずるような事態、③システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、のほか、④災害や事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるような事態、などをいう。				
	2. 危機管理方針の整備	(1) 取締役会は、危機管理のための基本方針を定め、役職員及びグループ内会社に周知しているか。					
	3. コンティンジェンシープランの整備	(1) 取締役会は、危機の類型を明確にしているか。 (2) 取締役会は、危機対応を的確に行うためのグループのコンティンジェンシープランを承認しているか。 (3) コンティンジェンシープランにおいて、グループ内の報告・伝達体制について明確にしているか。特に、グループ内会社のどの部門が銀行持株会社のどの部門に対して、どのタイミングで報告するのかなどについて、明確にしているか。 (4) コンティンジェンシープランは、環境の変化等に応じて、適宜見直しているか。また、見直す基準を定めているか。					

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(5) 取締役会は、グループ内会社が策定したコンティンジェンシープランについて、グループのコンティンジェンシープランと整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。 (6) コンティンジェンシープランに基づく訓練を実施しているか。また、必要に応じてグループ内会社を含めた訓練を実施しているか。					
	4. 広報体制等の整備	(1) 取締役会は、リスクが顕在化し、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を与える事態が発生した場合を想定し、広報体制等を整備しているか。					
Ⅲ. 内部監査 i. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	1. 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注)「内部監査」とは、被監査部門等から独立した内部監査部門が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する部内検査等を含まない。以下同じ。 (注)「被監査部門等」には、内部監査部門が必要に応じてグループ内会社に対して直接監査を実施する場合におけるグループ内会社の部門等が含まれることに留意する。	Ⅲ. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注)「内部監査」とは、各業務部門等の本部部門及び営業店等(以下、「被監査部門等」という。)から独立した内部監査部門(検査部、業務監査部等)が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する自店検査等を含まない。以下同じ。

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	<p>(1) 取締役会は、銀行持株会社の内部監査部門(以下、「内部監査部門」という。)が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、グループ内会社において、内部監査機能が十分に発揮できる態勢が整備されていることを把握しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任しているか。また、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。</p> <p>(3) 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。</p> <p>(4) 取締役会は、グループ内会社において、その抱えるリスクの規模や特性等に応じた適切な内部監査態勢が構築されていることを把握するための態勢を構築しているか。また、グループ内会社において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、銀行持株会社の内部監査部門が直接監査できる態勢を構築しているか。</p> <p>(5) 取締役会は、グループ内のリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で必要に応じ、内部監査部門が、グループ内会社の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。</p> <p>(6) 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。</p>			(2) 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	<p>(2) ① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。</p> <p>② 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。</p> <p>③ 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。</p> <p>④ 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。</p>	
	3. 内部監査部門の管理	<p>(1) 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に適切に人材を配置しているか。</p>		(3) 内部監査部門の管理	<p>(3) ① 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。</p> <p>② 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者(インターナル・オーディター)を設置しているか。</p>		

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(2) 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。また、必要に応じて、グループ内会社の内部監査が有効に機能していることを把握しているか。				③ 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	
ii. 内部監査の独立性	1. 内部監査部門の独立性	(1) 銀行持株会社の内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 (2) 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 (3) 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門等が行うべき業務に従事していないか。		2. 内部監査の独立性	(1) 内部監査部門の独立性	(1) ① 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 ② 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 ③ 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門等が行うべき業務に従事していないか。	
	2. 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(1) 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を全ての役職員、必要に応じてグループ内会社に周知徹底しているか。 (2) 内部監査は、全ての業務を監査対象としているか。また、グループ内会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできないグループ内会社の業務及び外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。			(2) 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(2) ① 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を金融機関の全ての役職員に周知徹底しているか。 ② 内部監査は、金融機関の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。	
	3. 情報等の入手体制の整備	(1) 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等ができる権限を有しているか。 (2) 銀行持株会社の内部監査部門がグループ内会社に対して監査を実施する場合、内部監査の従事者は、法令等に抵触しない範囲で職務遂行上必要とされる全ての資料等入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等ができる権限を有しているか。 (3) 銀行持株会社の内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む。)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。また、グループ内会社における内部管理等に関する会議の情報についても、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じて把握しているか。	(注)「内部監査部門長」とは、内部監査を担当する部門の責任者をいう。		(3) 情報等の入手体制の整備	(3) ① 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等ができる権限を有しているか。 ② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む。)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。	(注)「内部監査部門長」とは、同部門を統括する上級管理職(検査部長、業務監査部長等)をいう。

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(4) 被監査部門等による検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに銀行持株会社の内部監査部門長に報告しているか。				③ 被監査部門等による自店検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。	
iii. 内部監査の従事者の専門性	1. 内部監査の従事者の専門性	(1) 内部監査の従事者は、被監査部門等の業務を十分に検証できるだけの専門性を有しているか。 (2) 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者がこれを定期的に利用しているか。 また、グループ内会社において、内部監査の従事者の専門性を高めるための方策が講じられていることを把握しているか。		3. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	① 内部監査の従事者は、各業務等を十分に検証できるだけの専門性を有しているか。 ② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的に利用していることが望ましい。	
iv. 内部監査規程等	1. 内部監査規程等	(1) 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。また、グループ内会社の内部監査規程等においても、以下の項目等が規定されていることを把握しているか。 ① 内部監査の目的 ② 内部監査部門の組織上の独立性 ③ 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ④ 内部監査部門の情報等の入手体制 ⑤ 内部監査の実施体制 ⑥ 内部監査部門の報告体制 (2) 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。 (3) 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。 (4) 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。		4. 内部監査規程等	内部監査規程等	① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。 イ. 内部監査の目的 ロ. 内部監査部門の組織上の独立性 ハ. 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ニ. 内部監査部門の情報等の入手体制 ホ. 内部監査の実施体制 ヘ. 内部監査部門の報告体制 ② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。 ③ 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。 ④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(5) 取締役会等は、グループ内会社が策定した内部監査規程について、グループの内部監査規程と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。					
v. 内部監査計画	1. 内部監査計画	<p>(1) 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>(3) 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。</p> <p>(4) グループ内会社に対する監査についても、必要に応じて、銀行持株会社における内部監査計画に盛り込んでいるか。</p> <p>(5) 内部監査部門は、必要に応じ、グループ内会社の内部監査計画の妥当性を検証しているか。</p>		5. 内部監査計画	内部監査計画	<p>① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</p> <p>② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>③ 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。</p>	
vi. 内部監査の実施	1. 内部監査の実施	<p>(1) 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査を実施しているか。</p> <p>(2) 内部監査部門は、例えば、同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど、公正な内部監査が実現できるように努めているか。</p> <p>(3) 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した検査等の結果を活用しているか。</p> <p>(4) 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続き、把握した問題点等を正確に記録しているか。</p> <p>(5) グループ内会社において重要なリスクにさらされている業務がある場合など、必要に応じてグループ内会社に対する監査を実施しているか。</p>		6. 内部監査の実施	内部監査の実施	<p>① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した自店検査等の結果を活用しているか。</p> <p>④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。</p>	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
vii. 内部監査結果 の報告及び問題点 の是正	1. 内部監査結果 等の報告	<p>(1) 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。</p> <p>(2) 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく、代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p> <p>(3) 内部監査部門長は、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社の内部監査報告書等の内容を確認した上で、そこで指摘された重要な事項については、遅滞なく、代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p>		7. 内部監査結果 の報告及び問題点 の是正	(1) 内部監査結果 等の報告	<p>(1) ① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。</p> <p>② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p>	
	2. 問題点の是正	<p>(1) 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。</p> <p>(2) 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について、適切な方策を講じているか。</p>			(2) 問題点の是正	<p>(2) ① 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。</p> <p>② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について適切な措置を講じているか。</p>	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
IV. 外部監査	1. 会計監査人等による外部監査の実施	<p>(1) 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識しているか。</p> <p>(2) 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。</p> <p>(3) 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。</p> <p>(4) 代表取締役及び取締役会は、グループ内会社において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど、グループ内会社における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。</p>	<p>(注)ここにいる外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものでないことに留意する必要がある。ただし、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。</p>	IV. 外部監査	(1) 会計監査人等による外部監査の実施	<p>(1) ① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。</p> <p>② 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか(なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。)。また、国際統一基準適用金融機関においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。</p> <p>③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。</p>	<p>(注)ここにいる外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものでないことに留意する必要がある。ただし、各金融機関が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。</p>

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	(1) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。			(2) 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。	
	3. 問題点の是正	(1) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善されているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握しているか。			(3) 問題点の是正	(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。	
V. グループ内取引等	1. グループ内取引等	<p>(1) 取締役会は、グループ内の一部の会社の経営基盤の安定を図るなどの理由から、子会社である銀行の経営の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引等が行われないような体制を整備しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、不健全なグループ内取引等が行われる可能性があることを十分に理解し、グループ内取引等に係る基本方針を明確に策定し、役職員及びグループ内会社に周知しているか。また、不健全なグループ内取引等が行われないような適切なリスク管理態勢を整備しているか。</p> <p>(3) 取締役会は、グループ内取引等において、利益相反の可能性があることを十分に理解しているか。</p>	<p>(注)「グループ内取引等」とは、子会社である銀行が持株会社又はグループ内会社との間でする取引又は行為をいう。</p> <p>なお、「グループ内取引等」の検証に際しては、例えば、グループ内会社が第三者との間で行う取引等であっても、結果としてグループ内にリスクの移転をもたらすような場合が想定されることから、そのような取引等の検証に当たっても「V. 1. グループ内取引等」に沿った検証を行うことの重要性に留意する必要がある。</p>				

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(4) 取締役会は、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引等をグループ内会社が行おうとする場合には、事前に銀行持株会社の取締役会に協議するなどの規定を整備しているか。					
	2. 経営管理料及び配当	(1) 銀行持株会社が子会社である銀行等の経営管理業務に係る対価として当該銀行等から得ている収入(「経営管理料」という。)は、合理的に算定されたものとなっているか。 (2) 銀行持株会社が子会社である銀行から受け取る配当については、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を著しく損なうようなものとなっていないか。	(注)銀行の自己資本を著しく毀損するようなものとなっていないかに留意する。				
	3. 銀行持株会社の親会社が存在するケース	(1) 銀行持株会社の親会社から銀行持株会社及びグループ内会社に対し、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保及び預金者等の保護の観点から不適切な指示等がなされていないか。	(注)銀行持株会社の親会社が存在するケースにおいても、「V. 1. 及び 2. 」に沿った適切な対応がとられているかについて検証する必要があることに留意する。				

.銀行持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

2.信用リスクに関する検査に係るチェックリスト等

(1)信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会の役割	1. グループの経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) グループの経営方針等に沿ったグループの信用供与戦略目標が明確に定められているか。当該戦略目標は、特定の業種又は特定のグループなどに対する短期的な収益確保を目的とした信用リスクの集中を排除するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会の役割	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った融資部門等の戦略目標が明確に定められているか。 融資部門等の戦略目標は、特定の業種又は特定のグループなどに対する短期的な収益確保を目的とした信用リスクの集中を排除するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。	
	2. 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(1) 銀行持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)を統合した上で、グループ内会社を、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、グループが抱える信用リスクの所在及び種類を十分に理解した上で、信用リスクの管理手法(信用格付の内容及びポートフォリオ管理を含む。)及びモニタリング手法を理解し、信用格付、ポートフォリオ管理及び自己査定についての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。特に担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。 さらに、銀行持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)が、グループの償却・引当の適切性について検証しているか。 なお、取締役会は、信用リスクの計量化を経営に活用している場合には、計量化の手法、データの整備状況、信用リスク量と自己資本との関係等の利用上の留意点について、理解しているか。 (2) 取締役は、業態の特性等を十分に理解した上で、グループが抱える信用リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。			(2) 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(2) 取締役は、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)を統合した上で、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、信用リスクの管理手法(信用格付の内容及びポートフォリオ管理を含む。)及びモニタリング手法を理解し、信用格付、ポートフォリオ管理及び自己査定についての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。特に担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。 さらに、取締役会が、償却・引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっているかを検証しているか。 なお、取締役会は、信用リスクの計量化を経営に活用している場合には、計量化の手法、データの整備状況、信用リスク量と自己資本との関係等の利用上の留意点について、理解しているか。	
	3. リスク管理の方針の確立	(1) 取締役会は、グループの戦略目標を踏まえたグループの信用リスク管理の方針を明確に定めているか。 また、グループの信用リスク管理のため、融資の対象、信用格付の基準、ポートフォリオの管理方針(特定の業種又は特定のグループに対する与信限度額の設定などによる与信集中の防止など)、決裁権限などが規定されたクレジット・ポリシーが定められているか。 (2) 取締役会は、グループとして抱えることのできる信用リスクの程度を合理的に算出し、明確に定めているか。 (3) グループの信用リスク管理の方針は、グループとして過度の信用リスクを抱えることがないよう配慮したものとなっているか。 (4) 取締役会は、グループ内会社が策定した信用リスク管理の方針について、グループの信用リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。			(3) リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。 また、信用リスク管理のため、融資の対象、信用格付の基準、ポートフォリオの管理方針(特定の業種又は特定のグループに対する与信限度額の設定などによる与信集中の防止など)、決裁権限などが規定されたクレジット・ポリシーが定められているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	4. リスク管理のための組織の整備	<p>(1) 取締役会は、グループの信用リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの信用リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。</p> <p>(2) グループが抱える信用リスク量が、あらかじめ定めた許容範囲を超えた場合、適切な方策を講じることができる体制を整備しているか。</p>			(4) リスク管理のための組織の整備	(4) 取締役会は、例えば、営業推進部門と審査管理部門の分離などによる営業推進部門の影響を受けない適切な審査管理体制の構築、あるいは与信監査部門及びリスク管理部門の設置などによる適切な与信管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。	(注) ①「営業推進部門」とは、営業店及び本部の営業担当部門をいう。 ②「審査管理部門」とは、融資案件審査・与信管理を行う部門をいう。 ③「与信監査部門」とは、与信監査室、検査部等の営業推進部門及び審査管理部門から独立し、自己査定等の監査、与信管理または与信管理の状況の監査を行う部門をいう。 ④「リスク管理部門」とは、オフバランス資産を含め、信用リスク全体の管理を行う部門をいう。
	5. 取締役会等に対するリスク状況の報告と意思決定への活用	<p>(1) 取締役会等は、定期的にグループ内会社の信用リスクの状況(特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。)の報告を受け、把握されたリスク情報を基に、グループの信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、銀行持株会社の代表取締役(以下、「代表取締役」という。)は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時グループ内会社の信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をグループのリスク管理のために活用しているか。</p> <p>(2) グループ内会社における信用リスクの管理状況に問題があると認められた場合、取締役会等が適切な指示を行い得る体制を整備しているか。</p>			(5) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(5) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況(特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。)の報告を受け、把握されたリスク情報を基に、信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
ii. 管理者の認識及び役割	1. リスク管理のための規定の整備	(1) 銀行持株会社の管理者(以下、「管理者」という。)は、グループが抱える信用リスクの特性及び傾向を理解しているか。 (2) 管理者は、グループの信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規定を整備し、当該規定を必要に応じて見直しているか。		2.管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規定の整備	(1) 管理者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規定を整備し、当該規定を必要に応じて見直しているか。 また、信用リスク管理のための規定には、融資の対象、信用格付、ポートフォリオ管理、決裁権限、審査の方針、与信監査の方法などが定められているか。	(注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職(取締役を含む)をいう。
	2. リスク管理の適切な実行	(1) 管理者は、グループの信用リスク管理の方針及び信用リスク管理のための規定に従い、適切にグループの信用リスク管理を実行するとともに、グループの信用リスク管理について責任を負っているか。 また、グループ内会社において、信用リスクの計量化が行われ、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などが適切に行われていることを把握しているか。この場合、グループの総合的な管理が可能となるシステム面での十分なサポートが行われているか。			(2) リスク管理の適切な実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 なお、信用リスク管理のためには、信用格付に応じ内部モデル等を使用して信用リスクの計量化を行い、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などを行うことが望ましい。この場合、システム面での十分なサポートが行われていることが望ましい。	
II. 適切なリスク管理態勢の確立 i. リスクの認識と評価	1. 総合的なリスク管理体制の確立	(1) グループの信用リスク管理に当たっては、グループ内会社が管理している信用リスクを、法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。 また、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)についても、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。		II. 適切なリスク管理態勢の確立 1.リスクの認識と評価	(1) 統合的なリスク管理体制の確立	(1) 信用リスク管理に当たっては、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理する体制となっているか。 また、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)について、統合的に管理する体制となっているか。	
					(2) 新商品、新規業務に係る評価	(2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて法務担当部門及び内部監査部門等の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会等に報告し、新商品、新規業務の導入について承認を受けているか。	
ii. 審査管理	1. 審査管理体制の把握	(1) 取締役会等は、子会社である銀行の審査管理部門が、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないことを把握しているか。		2.審査管理	(1) 審査管理体制の整備	(1) 審査管理部門は、例えば、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は営業推進部門の取締役が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっているか。 なお、審査管理部門が営業推進部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が営業推進部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行なうための牽制機能が確保されているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
					(2) 審査管理部門の役割	(2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。 また、審査管理部門等により、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度(健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。)が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われているか。 さらに、審査管理部門等が、営業推進部門に対して、健全な事業を営む融資先の技術力・販売力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が適切に実行しているか、また、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行なうなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかを検証しているか。	
iii. 与信管理	1. 与信管理体制の整備	(1) グループ内会社の与信管理の状況等について、法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理できる体制となっているか。 特に、グループとしてのポートフォリオの状況(特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況など)についても、適切に管理しているか。 (2) グループに大きな影響を与え得る大口与信先については、その業況等について、グループ内会社から適時・適切に報告がなされているなど、適切な管理ができる体制となっているか。 (3) 銀行法第52条の22に基づき、同一人に対する信用の供与等の管理が適切に行われているか。		3. 与信管理	(1) 与信管理体制の整備	(1) 営業推進部門及び審査管理部門においては、与信先の業況推移等の状況等について、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として与信管理が行われる体制となっているか。特に、大口信用供与先については、金融機関の信用供与額と連結対象子会社及び持分法適用会社の信用供与額とを合算の上、適切に管理しているか。 また、償却・引当額の水準を検証する部門が定められ、当該部門が償却・引当額の水準が信用リスクに見合ったものとなっているかを検証するとともに、償却・引当額を正確に取締役会に報告しているか。 さらに、ポートフォリオの状況(特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況など)を管理する部門が定められ、当該部門が適切なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況を定期的に取り締り会等に報告しているか。	
					(2) 与信監査部門の役割	(2) 信用格付の正確性、与信先の与信管理などの与信管理の状況を検証する与信監査部門が定められ、当該部門が与信管理の適切性について検証するとともに検証結果を取締り会等に報告しているか。なお、営業推進部門又は審査管理部門がポートフォリオ管理を行っている場合には、与信監査部門がポートフォリオ管理の適切性についても検証しているか。 また、国際統一基準適用金融機関にあっては、与信監査部門が専担の体制(リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む)となっているか。 なお、国内基準適用金融機関にあっては、与信監査部門は専担の体制となっていることが望ましい。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
					(3) リスク管理部門の役割	(3) 信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合して管理を行うリスク管理部門が定められ、信用リスクの統合的な管理が行われているか。また、国際統一基準適用金融機関にあっては、リスク管理部門が専担の体制(リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む)となっているか。 なお、国内基準適用金融機関にあっては、リスク管理部門は専担の体制となっていることが望ましい。	
iv. 問題債権の管理	1. 問題債権の管理	(1) グループ内会社が抱える問題債権の管理・回収状況が、的確に把握されているか。 また、子会社である銀行からグループ内の他の会社へ問題債権が移管された場合においても、そのリスク管理が適切に行われていることを把握しているか。	(注)連結ベースでの財務の健全性を確保することの重要性の認識に特に留意する。	4. 問題債権の管理	(1) 問題債権の管理体制の整備 (2) 問題債権の管理部門の役割	(1) 問題債権の管理・回収を担当する部門が定められ、問題債権の適切な管理が行なわれているか。 また、問題債権として特に管理が必要な債権の範囲が特定されているか。 さらに、国際統一基準適用金融機関にあっては、問題債権を管理・回収する部門が専担の体制となっているか。なお、国内基準適用金融機関にあっては、問題債権を管理・回収する部門は専担の体制となっていることが望ましい。 (2) 問題債権の管理・回収部門により、問題先に対する取組方針が明確化され、問題先の経営状況等が管理されているか。 また、問題先への取組方針に基づき、適切な再建策の指導又は整理・回収が行われているか。	
v. 自己査定	1. 自己査定に係る検証	(1) 連結ベースでの財務諸表の正確性を確保する観点から、子会社である銀行等における自己査定の適切性について、必要に応じて検証しているか。		5. 自己査定	金融検査マニュアル「信用リスク検査用マニュアル」参照。		
vi. 償却・引当	1. 償却・引当に係る検証	(1) 連結ベースでの財務諸表の正確性を確保する観点から、子会社である銀行等における償却・引当体制の適切性について、必要に応じて検証しているか。		6. 償却・引当	金融検査マニュアル「信用リスク検査用マニュアル」参照。		

.銀行持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

2.信用リスクに関する検査に係るチェックリスト等

(2)自己資本比率等に関する検査について

自己資本比率等に関する検査について

・自己資本比率の正確性の検証

被検査銀行持株会社の連結自己資本比率について、「銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率の基準を定める件」(大蔵省告示第62号)等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。

特に、以下の点について、事務ガイドラインに照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。

- 1．資本勘定に算入される税効果相当額(=繰延税金資産見合い額)は適正に計上されているかを検証する。計上された税効果相当額が今後5年間の課税所得(期末一時差異の将来加減算調整前)の見込額に実効税率を乗じた額を上回っている場合には、合理的な理由があるかを検証する。
- 2．劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。
- 3．負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。
- 4．海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。

5. 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に銀行保証等（保証と同等の効果を有するクレジットデリバティブ契約を含む。）を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。
ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。
6. 決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。
7. その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。

II. 償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に与える影響の検討

償却・引当に関する検査の結果、償却・引当額の水準が不十分と認められる場合には、追加的に必要な償却・引当額の算定に努め、これが自己資本比率にどの程度の影響を与えるのか、即ち、追加的に必要な償却・引当を行った場合に、自己資本比率がどの程度低下するのかを検討する。

具体的には、次のとおり取り扱うものとし、各段階において、主任検査官と被検査銀行及び銀行持株会社並びに会計監査人との認識を一致させるものとする。

1. 償却・引当額の水準の検討

償却・引当額の水準の検討に当たっては、以下の場合に、不十分であると判断するものとする。

- (1) 自己査定基準及び自己査定結果の検証の結果、自己査定基準が不適切あるいは自己査定が不正確であることから、債務者

区分の変更等により分類額（Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類）が増加した結果、償却・引当額が増加することが見込まれる場合

- (2) 償却・引当基準及び償却・引当結果の検証の結果、償却・引当基準が不適切あるいは償却・引当額の算定が不適切であることから、償却・引当額が増加することが見込まれる場合

2. 追加的に必要な償却・引当額の算定

追加的に必要な償却・引当額の算定に当たっては、以下の点に留意の上、被検査銀行及び銀行持株会社並びに会計監査人と十分な意見交換を行うこととする。

- (1) 上記1の(1)に該当する場合

被検査銀行及び銀行持株会社の償却・引当基準が適切と認められる場合は、当該償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

被検査銀行及び銀行持株会社の償却・引当基準が適切と認められない場合は、下記の(2)の①の方法により求めた償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

- (2) 上記の1の(2)に該当する場合

- ① 被検査銀行及び銀行持株会社の償却・引当基準が不適切な場合

被検査銀行及び銀行持株会社の償却・引当基準のうち不適切な部分について、被検査銀行及び銀行持株会社並びに会計監査人と十分に意見交換を行った上で、償却・引当基準をどのように改めるのかを確定し、修正後の償却・引当基準に基

づき、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

被検査銀行及び銀行持株会社の償却・引当結果が不適切な場合

被検査銀行及び銀行持株会社の償却・引当基準に基づき、適切な償却・引当を行った場合の償却・引当額を算定の上、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

・自己資本比率の低下に対する銀行及び銀行持株会社の対応策の把握

自己資本比率の低下に対する銀行及び銀行持株会社の対応策の把握に当たっては、まず、追加的に必要な償却・引当を当該決算期に行った場合の自己資本比率を算定し、当該算定結果について、被検査銀行及び銀行持株会社に示して、その内容についての確認を得るものとする。

また、今後、追加的に必要な償却・引当を行うに当たって、被検査銀行及び銀行持株会社がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、償却財源（今後の収益見通し、資産の売却等）、資本増強計画、リスク・アセット対策等について、被検査銀行及び銀行持株会社の今後の対応策を的確に把握するものとする。

次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき追加的に必要な償却・引当額の処理を行った結果として、翌決算期において自己資本比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査銀行及び銀行持株会社並びに会計監査人との認識を一致させるものとする。

さらに、当該決算期及び翌決算期における自己資本比率の水準が、「銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令」（内閣府・財務省令）第3条等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。

その際、同命令第4条第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。

.銀行持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

3 .市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会の役割	1. グループの経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) グループの経営方針等に沿ったグループの市場関連リスクを有する資産での運用戦略の目標が明確に定められているか。当該戦略目標は、短期的な収益確保を目的とした市場関連リスクの集中を排除するなど、市場関連リスク管理の観点から適切なものとなっているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関の類型(GD、CD、EU)により必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役会において、自行の類型を明確に定めているか。	
	2. 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(1) 銀行持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、グループが抱える市場関連リスクの所在及び種類を理解した上で、市場関連リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、グループの市場関連リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。特に、担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。					
	3. リスク管理の方針の確立	(1) 銀行持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの戦略目標を踏まえたグループの市場関連リスク管理の方針を明確に定めているか。 (2) 取締役会は、グループとして抱えることのできる市場関連リスクの程度を合理的に算出し、明確に定めているか。 (3) グループのリスク管理の方針は、グループとして過度の市場関連リスクを抱えることがないように配慮したものとなっているか。 (4) 取締役会は、グループ内会社が策定した市場関連リスク管理の方針について、グループの市場関連リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。					
	4. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの市場関連リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの市場関連リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、定期的にグループの市場関連リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。 (2) グループが抱える市場関連リスク量が、あらかじめ定めた許容範囲を超えた場合、適切な方策を講じることができると整備しているか。			(2) リスク管理のための組織の整備	(2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。	
				(3) ポジション枠等の設定の際の基本的な考え方の確立	(3) ポジション枠(金利感応度や想定元本等に対する限度枠)、リスク・リミット(VaR等の予想損失額の限度枠)、損失限度の設定に際しては、金融機関の経営や財務内容に重大な影響がもたらされることもあることを念頭に置き、取締役会において、例えば、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引き受け、これを管理する中で収益を挙げることを目標とするのか等について、金融機関におけるリスク管理の方針として、各枠の設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。		

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
					(4) ポジション枠等の適切な設定	(4) 取締役会等において、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方に基づき、各部門のリスク・テイク業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な枠を設定しているか。 また、取締役会等において、定期的に(最低限各期に1回)、各部門のリスク・テイク業務の内容等を再検討し、枠を見直しているか。 なお、自己資本等の経営体力とリスク量とを比較し、経営体力から見て過大なリスク量となっていないかを確認する観点から、市場部門全体のリスク・リミットの総枠を計測し、適切に金融機関全体の資源配分が行われているかどうかを確認していることが望ましい。	
ii. 管理者の認識及び役割	1. リスク管理のための規定の整備	(1) 銀行持株会社の管理者(以下、「管理者」という。)は、グループが抱える市場関連リスクの特性及び傾向を理解しているか。 (2) 管理者は、グループの市場関連リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で市場関連リスク管理のための規定を整備し、当該規定を必要に応じて見直しているか。		2. 管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規定の整備	(1) 市場リスク管理のための規定は、特に、デリバティブを含む市場取引について、市場部門(フロント・オフィス)、事務管理部門(バック・オフィス)及びリスク管理部門(ミドル・オフィス等)、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。	注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職(取締役を含む)をいう。以下同じ。 (注)「リスク管理部門」とは、GDにあっては「専門家を集めた独立のリスク管理部門」を言い、CD、EUにあっては「専門家を集めた独立のリスク管理部門又は事務管理部門等に設置するリスク管理担当部署(担当者)」をいう。
	2. リスク管理の適切な実行	(1) 管理者は、グループの市場関連リスク管理の方針及び市場関連リスク管理のための規定に従い、適切にグループの市場関連リスク管理を実行するとともに、グループの市場関連リスク管理について責任を負っているか。 また、グループ内会社において、市場関連リスクの計量化が行われ、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った市場関連リスクリミットの設定などが適切に行われていることを把握しているか。この場合、グループの総合的な管理が可能となるシステム面での十分なサポートが行われているか。			(2) ポジション枠等の適切な管理	(2) 管理者は、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方及び設定された枠に従い、適切な管理の実行について責任を負っているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
II. 適切なリスク管理態勢の確立 i. リスクの認識と評価	1. 総合的なリスク管理体制の確立	(1) グループの市場関連リスク管理に当たっては、グループ内会社が管理している市場関連リスクを、法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことができる体制となっているか。		II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	統合的なリスク管理体制の確立	市場関連リスク管理に当たっては、特定取引(トレーディング)部門と非特定取引(バンキング)部門の双方がカバーされる体制をとっているか。 また、将来的には特定取引部門のみならず、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制をとることが望ましい。 なお、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制となっていない場合は、非特定取引部門の市場関連リスク管理体制については、当面、後段2. (1)「市場リスクの管理」に特段の定めがない限りにおいては、後段2. (2)「ALM管理」によっているか。	

.銀行持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

4 .流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」				
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 資金繰りリスクに対する理解	(1) 銀行持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、子会社である銀行が資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結し、システミックリスクが顕在化するおそれがあることを理解しているか。 (2) 取締役は、グループが抱える流動性リスクの所在及び種類を理解した上で、流動性リスクのモニタリング・管理等の手法を理解し、グループの流動性リスクを総合的に管理するなど、適切なリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。特に、担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 資金繰りリスクに対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結し、システミックリスクが顕在化するおそれがあることを理解しているか。	(注)「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。以下同じ。	
	2. 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(1) 銀行持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの戦略目標を定めるに当たり、グループの流動性リスクを考慮しているか。 (2) 取締役会は、グループの流動性リスク管理の方針を明確に定めた上で、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度を、適時に把握し、明確に定めているか。 (3) 取締役会は、グループ内会社が策定した流動性リスク管理の方針について、グループの流動性リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。			(2) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。		
	3. 資金繰りリスク管理体制の整備	(1) 取締役会は、グループの流動性リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの流動性リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、適時・適切にグループの流動性リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。				(3) 資金繰りリスク管理体制の整備		(3) 取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切な資金繰りリスク管理を行うため、牽制機能が十分発揮される体制を整備しているか。 なお、資金繰り管理部門が、リスクの状況に応じて直接代表取締役に流動性確保のための方策を申し立てることが出来る体制となっているか。
				(4) リミットの設定及び見直し	(4) 代表取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、資産運用の内容、調達状況等により、必要に応じ、リミットの設定及び見直しを行い取締役会に対して報告を行っているか。 また、取締役会は、報告を受けた内容が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。			

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
ii. 管理者の認識及び役割	1. 資金繰りに関する規定の整備	(1) 銀行持株会社の管理者(以下、「管理者」という。)は、グループの流動性リスク管理の方針に沿って、グループの資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分(例えば、平常時、懸念時、危機時等)し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、当該規定を必要に応じて見直しているか。		2. 管理者の認識及び役割	(1) 資金繰りに関する規定の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分(例えば、平常時、懸念時、危機時等)し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	(注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職(取締役を含む)をいう。以下同じ。
	2. 適切な資金繰り管理の実行	(1) 管理者は、グループの流動性リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、グループの資金繰りを適切に管理しているか。			(2) 適切な資金繰り管理の実行	(2) 資金繰り管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資金繰りを適切に管理しているか。	
II. 適切なリスク管理態勢の確立 i. 情報伝達	1. 流動性リスク管理部門に対する報告	(1) グループの流動性リスクを管理する部門は、適切な頻度で、グループ内会社の流動性リスク管理等に係る情報について報告を受けているか。また、報告を受けた内容に、グループに影響を及ぼすような問題を含んでいる場合には、取締役会等に対して報告するなど適切に対応しているか。 (2) 特に、グループの資金繰りに影響を与える大口の資金移動については、迅速かつ的確に報告を受けることとなっているか。		II. 適切なリスク管理態勢の確立 3. 情報伝達	(1) 各業務部門等の資金繰り管理部門、リスク管理部門に対する報告 (2) リスク管理部門の取締役会等に対する報告 (3) 資金繰り管理部門の取締役会等に対する報告 (4) 資金繰りリスク管理のためのシステムの整備	(1) 各業務部門等は、資金繰り管理部門、リスク管理部門との連携を密にし、大口の資金移動等の報告を迅速・的確に行っているか。また、資金繰りに大きな見込違いが生じないよう、営業店等が回収金予想額を把握し、資金繰り管理部門に報告しているか。 なお、リスク管理部門は随時直接情報を入手出来る権限、システム等を装備していることが望ましい。 (2) リスク管理部門は、IIの2の②の②により把握した情報を定期的及び状況に応じ随時、代表取締役及び担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。 (3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの現状及び予測について、定期的(週一回)及び逼迫度の状況に応じ随時、代表取締役、担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。 (4) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、適切な状況把握及びリスク管理を行うためのシステムを装備していることが望ましい。	(注)「営業店等」とは、営業店及び海外拠点をいう。
ii. 危機管理体制	1. 流動性危機時の対応策の整備	(1) グループの流動性リスクを管理する部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しが行われる際には、取締役会の承認を受けているか。対応策の内容としては、連絡・報告体制(直接代表取締役が報告される体制等)、対処方法(調達手段の確保に係る指示)、決裁権限・命令系統等を含んでいるか。 また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。		4. 危機管理体制の確立	(1) 流動性危機時の対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しに当たっては、取締役会の承認を受けているか(上記以外の見直しに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。) 対応策の内容としては、連絡・報告体制(直接代表取締役が報告される体制等)、対処方法(調達手段の確保)、決裁権限・命令系統等を含んでいるか。 また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。	
	2. 調達手段の確保	(1) グループの流動性リスクを管理する部門は、グループの資金調達可能時点・金額を常時把握するとともに、危機時を想定した資金調達手段が確保されていることを把握しているか。			(2) 調達手段の確保	(2) 資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能ないは担保として利用可能な資産(国債など)の保有や円投入、円転換等による調達可能時点・金額を常時把握するとともに、各中央銀行、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。 また、危機時において、有価証券の処分など、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境等に配慮しているか。	

.銀行持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

5.事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 取締役のリスク管理の理解及び認識	(1) 銀行持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、グループの事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。 (2) 取締役は、業態の特性等を十分に理解した上で、グループが抱える事務リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	取締役のリスク管理の理解及び認識	取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。	
	2. 事務リスク管理の方針の確立	(1) 銀行持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの事務リスク管理の方針を明確に定めているか。 (2) 取締役会は、グループ内会社が策定した事務リスク管理の方針について、グループの事務リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。					
	3. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの事務リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの事務リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、定期的にグループ内会社の事務リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。					
ii. 管理者の認識及び役割	1. 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 銀行持株会社の管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者等に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。		2. 管理者の認識及び役割	管理者のリスク管理の理解及び認識	管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。 また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価していることが望ましい。	(注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職(取締役を含む。)をいう。以下同じ。
				II. 監査及び問題の是正 1. 内部監査	内部監査の手法及び内容	① 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するための内部監査の実施要領等を作成しているか。また、内部監査部門は、事務部門等が作成した各業務部門等の本部部門及び営業店等による自店検査等の実施基準、実施要領について確認しているか。 ② 内部監査部門は、内部監査の結果等を分析し、これを的確に各業務部門及び営業店へ通知しているか。 また、各業務部門管理者及び営業店長等は、内部監査の結果等を事務水準の向上に役立てているか。	(注)「営業店」とは、営業店及び海外拠点をいう。以下同じ。 (注)「営業店長」とは、営業店長及び海外拠点の長をいう。以下同じ。

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(2) グループ内会社において顧客から受けた苦情等(不祥事件につながるおそれのある問い合わせ等も含む。)のうち、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を与えるような問題については、銀行持株会社に対し、速やかに報告される体制が整備されているか。				<p>③ 顧客からの苦情等(不祥事件につながるおそれのある問い合わせ等も含む)の内容は、処理結果も含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査部門に報告しているか。</p> <p>④ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。</p>	

.銀行持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

6 .システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. リスクに対する認識等	(1) 銀行持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があることを十分踏まえ、リスク管理体制を整備しているか。 (2) 取締役は、業態の特性等を十分に理解した上で、グループが抱えるシステムリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) リスクに対する認識等	(1) 取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があることを十分踏まえ、リスク管理体制を整備しているか。	
	2. グループの経営方針に沿った戦略目標の明確化	(1) 取締役会は、グループのシステムに係る戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。			(2) 金融機関全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	(2) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。 システム戦略方針には、①システム開発の優先順位、②情報化推進計画、③システムに対する投資計画等を定めているか。	
	3. リスク管理の方針の確立	(1) 取締役会は、グループの戦略目標を踏まえた、グループのシステムリスク管理の方針を明確に定めているか。システムリスク管理の方針には、セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び外部委託先に関する方針を含んでいるか。 セキュリティポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在等を定めているか。 外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識された上で定められているか。			(注)「セキュリティポリシー」の対象範囲は、コンピュータシステムや記録媒体等に保存されている情報のみならず紙に印刷された情報等を含む。	(3) リスク管理の方針の確立	
		※顧客等のデータ保護については、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」V. 情報管理体制の整備状況参照。		V. 体制の整備 2. システム運用体制	(4) 顧客等のデータ保護	(4)① 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱については、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 ② 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 ③ 顧客データ以外の重要な情報についても、管理責任者、管理方法等を定め、適切に管理しているか。 【参考】「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改正版)「セキュリティポリシー策定のための手引書」(財団法人金融情報システムセンター編)	

※経営統合などにより、システムを統合、分割又は新設する(システムの共同開発・運営を含む。)場合には、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」を必要に応じ参照する。